

2020年度
40A第20079号

製造請負請書

株式会社ゆうちょ銀行
常務執行役 福岡 伸博 殿

契約物品 年金自動受取り変更キット

契約金額金*****円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

内訳は本請書別添のとおり。

株式会社ゆうちょ銀行（以下「貴社」といいます。）との上記物品の製造（以下「本契約」といいます。）について、以下の条項によりお請けします。

（契約の目的）

第1条 本請書（本請書別添、別紙を含む。）のほか、本契約の一部を構成する貴社から交付された仕様書その他の書類（図面、承認図、工作図等を含みます。以下「仕様書等」といいます。）に定める条件に従い、契約物品を納入期限（注文書（電子メール等を含みます。）に記載された納入期限をいいます。以下同じとします。）までに注文書により指定された場所（以下「納入場所」といいます。）に納入します。

（代金）

第2条 本契約の代金は、第10条の検収が完了した後、貴社が確定した数量に本請書別添に定める単価を乗じることにより確定するものとします。

2 本請書及び仕様書等に別段の定めがない限り、本請書別添に定める予定数量と前項に定める確定数量との間に増減が生じても異議を申し立てません。

3 契約物品の納入に要する一切の費用は、第1項の規定により確定した代金に含まれるものとします。

（納入期限及び納入場所）

第3条 本契約の契約物品の納入期限及び納入場所は仕様書等のとおりとします。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 貴社の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供しま

せん。

(届出事項の変更)

第5条 名称、住所その他届出事項に変更があったときは、速やかに通知します。

- 2 前項の規定による届出が遅滞したために生じた当社の損害について、貴社は責任を負わないことに異議なく同意します。
- 3 貴社からの本契約に関する通知が、届出の住所に延着し又は到達しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなされることに異議なく同意します。

(下請負・再委託)

第6条 本契約の履行の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は再委託する場合は、下請負又は再委託に関する事項を記載した書面を貴社に事前に提出し、あらかじめ書面により貴社の承諾を得ます。

- 2 前項の規定に基づき本契約の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は再委託する場合は、当社が本契約に基づき貴社に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、当社の責任において当該第三者の管理及び監督を行うものとし、当該第三者が当該義務に違反した場合には、当社が本契約上の義務に違反したものとみなされることに異議なく同意します。

(仕様書等の疑義)

第7条 仕様書等の内容が明確でないこと、又は仕様書等に矛盾・誤謬その他の不適切な表示があることを発見したときは、速やかに貴社に説明を求めます。

- 2 前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れないことに異議なく同意します。ただし、当社が当該説明の不適当なことを知って、速やかに貴社に異議を申し立てたにもかかわらず、貴社が当該説明に従うことを求めたときは、この限りではありません。

(製造工場の届出)

第8条 貴社が指示した場合、本請書作成の日から5日以内に、製造工場名及びその所在地を書面で貴社に届出ます。

(図面等の承認)

第9条 仕様書等に特に定めがある場合は、図面又は見本等を作成して貴社の承認を受けるものとし、貴社の承認を受けた当該図面又は見本等（以下「承認図面等」といいます。）は、仕様書に添付された図面又は見本等の一部とみなすものとします。承認図面等が仕様書に添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等に従います。

- 2 承認図面等に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行を免れないことに異議なく同意します。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、当社が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、貴社がその条件によることを求めたときは、この限りではありません。

(契約物品の納入・検収)

第10条 契約物品を納入するときは、納入期限までに、関係書類等を添付して、納入場所に契約物品を納入（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含みます。以下同じとします。）します。

また、納入時には貴社の定める手続に従って、検収を受けます。

- 2 第三者に目的物を納入させる場合には、当該第三者に仕様書等に定める納入方法を遵守させるものとします。
- 3 第1項の規定による検収で数量不足、契約物品に瑕疵があった場合は、当該目的物を引き取った上で、速やかに不足分もしくは代品を納入します。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第11条 契約物品の所有権は、前条の検収が完了した時に当社から貴社に移転するものとします。
- 2 前項の規定による契約物品の所有権移転前に発生した滅失、損傷、変質その他一切の損失は、当社が負担します。ただし、貴社の責めに帰すべき事由により発生した契約物品の滅失、損傷、変質その他一切の損失はこの限りではありません。

(代金の請求及び支払)

- 第12条 第10条の検収が完了した後、貴社の指示する手続に従った確認を受けた上で、支払請求書により契約物品の代金の支払を貴社に対して請求します。

(履行遅滞等の通知)

- 第13条 納入期限までに契約物品を納入できない場合は、速やかにその理由及び納入予定日等を通知します。

(契約不適合の担保責任)

- 第14条 第10条の検収が完了した後、納入された契約物品に本契約の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」といいます。）が発見されたときは、貴社の指示により、事前の催告なしに、当該契約物品の修補、良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加等による履行の追完（以下「履行の追完」といいます。）、代金減額又は第20条の規定の例によりその損害賠償を行います。
- 2 貴社の指示により、履行の追完を行うときは、貴社の定める相当な期限内に行います。貴社が指示した方法と異なる方法によって履行の追完は行いません。
 - 3 種類又は品質に関して契約不適合がある場合における第1項の規定に基づく請求は、貴社が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を当社に通知しないときは、認めないものとします。ただし、当社が納入時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではありません。
 - 4 第1項の規定に基づく履行の追完義務の履行については、性質の許す限り、本契約の各条項を準用するものとします。
 - 5 第1項の規定に基づき履行が追完され、再度引き渡された契約物品に、本条の規定を準用するものとします。
 - 6 履行の追完に必要な一切の費用は、当社の負担とします。

(契約の変更)

- 第15条 本契約の内容を変更する必要がある場合は、貴社と協議の上、変更するとともに、必要な文書を作成し提出します。

(契約の解除)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除されても異議を申し立てません。

- (1) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消等の処分を受けたとき。
 - (2) 解散その他営業活動を休止したとき、又は本契約の履行に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (3) 支払の停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。
 - (4) その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは担保権の実行としての競売等の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) 前 3 号のほか、資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (7) 本契約の重大な違反、故意若しくは重過失による本契約の違反又は背信行為があったとき。
 - (8) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2 本契約の各条項に違反し、貴社が相当の期間において催告したにもかかわらず是正できなかったときは、本契約の全部又は一部を解除されても異議を申し立てません。

(契約が途中で終了した場合の措置)

第 17 条 当社は、本契約が解約又は解除された場合には、乙が既に製造した契約物品のうち可分な部分の給付によって貴社が利益を受けるときであっても、貴社に対し、貴社が受ける利益の割合に応じた代金の支払を請求することができないことに異議なく同意します。

(反社会的勢力の排除)

第 18 条 現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

- 3 暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは自ら若しくは第三者を利用して前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除されても異議を申し立てません。
- 4 当社の下請先又は再委託先（下請負又は再委託が数次にわたるときには、その全てを含む。以下本条において同じ。）が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと及び、下請先又は再委託先が自ら又は第三者を利用して第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
- 5 当社の下請先又は再委託先が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは自ら若しくは第三者を利用して第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は前項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに当該下請先又は再委託先との契約を解除し、又は解除のための措置をとります。
- 6 前項の規定に反した場合には、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除されても異議を申し立てません。
- 7 第3項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除により生じる損害について、貴社に対し一切の請求を行いません。また、当該解除により貴社に損害が生じた場合には、当該損害を賠償します。

(期限の利益の喪失)

第19条 第16条第1項各号のいずれかに該当した場合、第16条第2項に基づき貴社から本契約を解除された場合又は前条第3項若しくは第6項に規定する場合は、貴社に対する本契約上の一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

(損害賠償)

第20条 当社の債務不履行により貴社に損害が生じた場合には、当社は、次の各号の定めるところに従い、当該損害を賠償します。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではありません。

- (1) 履行の遅滞が生じた場合（その後履行不能となった場合を除きます。）は、当該履行遅滞部分に係る代金の金額につき、遅延日数に応じ、年14.6%の割合で計算した金額を貴社に対し支払います。
- (2) 前号以外の場合は、債務不履行部分に係る代金の金額に20%を乗じて得た金額を貴社に対し支払います。
- (3) 貴社に生じた損害額が、前2号により算出された金額を超過する場合には、貴社からの請求により、その超過分の損害を賠償します。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第21条 本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、違約金として契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とします。）に20%を乗じて得た金額を、貴社の指定する期間内に貴社に支払います。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではありません。

- (1) 当社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独

占禁止法」といいます。) 第3条又は第6条の規定に違反し、又は当社を構成事業者とする事業者団体が同法第8条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、当社又は当社を構成事業者とする事業者団体に対し同法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号)附則第2条に規定する経過措置により、改正前の独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 当社(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含みます。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 当社が前項の違約金を貴社の指定する期間内に支払わないときは、当該違約金につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を貴社に支払います。

3 貴社に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超過する場合には、貴社からの請求により、その超過分の損害を賠償します。

4 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

(知的財産権の侵害発生時の対応等)

第22条 本契約の履行に際して、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。

2 本契約の履行に際して、第三者との間で知的財産権の侵害等の紛議又はそのおそれが生じたときは、直ちに貴社に連絡します。

3 前項の紛議又はそのおそれを当社の責任と費用負担において解決するものとし、貴社又は貴社の顧客その他の第三者がこれにより損害を被った場合には、当社はその全てを賠償します。

(著作権の帰属)

第23条 本契約に基づく義務の履行に際して著作権が生じた場合には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を貴社に譲渡し、貴社が独占的に使用することに異議なく同意します。ただし、本契約締結前から当社又は第三者が保有する著作権は、当社又は当該第三者に帰属するものとします。

2 当社は貴社に対し、一切の著作者人格権を行使せず、また第三者をして行使させません。

(産業財産権の帰属)

第24条 本契約に基づく義務の履行に際して生じた産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権をいいます。以下同じとします。)を受ける権利の帰属等については、次によることに異議なく同意します。

(1) 産業財産権を受ける権利の帰属

(ア) 産業財産権を受ける権利の対象となる発明、考案又は意匠(以下「発明等」といいます。)が、貴社の技術指導によったものであるときは、その産業財産権を受ける権利は貴社に帰属するものとします。

(イ) 前記(ア)以外の発明等に係る産業財産権を受ける権利は、貴社及び当社の共有に帰属するものとします。

(2) 出願

貴社及び当社の共有に帰属する発明等について、産業財産権の出願を行う場合、貴社と別途協議の上、共同出願を行うものとします。

(3) 産業財産権の実施等

(ア) 貴社及び当社の共有に帰属した産業財産権の実施

当社は、貴社及び当社の共有に帰属した産業財産権を実施する場合、貴社と別途協議します。ただし、貴社はその事業の用に供するため、貴社自ら実施し又は第三者をして実施させることができるものとします。

(イ) 第三者に対する共有持分の譲渡

第三者に対し共有持分を譲渡する場合、事前に貴社に協議します。

(情報の取扱い)

第 25 条 次条を遵守し、貴社から開示又は提供を受けた情報を善良な管理者の注意をもって管理します。

(秘密の保持)

第 26 条 本契約に関して貴社から開示を受け、又は本契約の履行過程で知り得た貴社の営業上、技術上等の一切の情報（次に掲げる情報を除きます。以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持します。

(1) 開示を受け又は知り得た際、既に保有していた情報

(2) 開示を受け又は知り得た後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(3) 開示を受け又は知り得た後、貴社から開示を受け又は知り得た情報に関係なく、独自に取得し、又は創出した情報

(4) 開示を受け又は知り得た際、既に公知であった情報

(5) 開示を受け又は知り得た後、自己の責めに帰すことができない事由により公知となった情報

2 本契約の履行以外の目的で秘密情報を利用しません。

3 貴社の承認を得ずに秘密情報を複製しません。

4 次に掲げる場合を除き、第三者に秘密情報を開示又は漏えいしません。

(1) 貴社の事前の書面による承諾を得て開示する場合。

(2) 本契約の目的のために知る必要のある当社（第 6 条に基づき当社が本件業務を第三者に請け負わせ又は再委託する場合の当社の下請先又は再委託先を含みます。）の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家に開示する場合。

(3) 法令諸規則、裁判所の判決・決定・命令、又は行政機関若しくは自主規制機関の命令・指示・要請等（以下「法令等」といいます。）に基づき開示する場合。ただし、法令等の認める範囲内において、事前に（事前に通知できない場合にあつては、開示後速やかに）貴社にその旨通知します。

5 前項各号（第 3 号を除きます。）の規定に基づき第三者に秘密情報を開示した場合には、当社が本契約に基づき貴社に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、当該第三者が当該義務に違反した場合には、当社は、これにより生じた貴社の損害について一切の賠償

責任を負います。

- 6 当社の役員及び従業員（以下「従業員等」といいます。）が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、従業員等が在任又は在職中に知り得た全ての秘密情報の退職後の秘密保持又は返還若しくは破棄等を義務付けるために合理的に必要なと認められる措置を講じます。
- 7 本契約終了時に、貴社の求めに応じ、秘密情報の一切を貴社に返還し、又は貴社の指示する方法によりこれらを破棄若しくは消去し、その旨の証明書を貴社に交付します。
- 8 当社又は第6条に基づき本件業務を第三者に請け負わせ又は再委託する場合の当社の下請先又は再委託先が本条各項と同等の秘密保持義務に違反して貴社に損害を与えたときは、これにより生じた貴社の損害について一切の賠償責任を負います。
- 9 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

（報告・監査）

第27条 貴社に対し、定期的に、当社による契約内容の遵守状況、本契約の履行状況並びに秘密情報の管理状況その他貴社が指定した事項（下請先又は再委託先以降に関する事項を含みます。）について書面により報告するとともに、貴社から要請があった場合には速やかに貴社が指定した事項について報告、説明等を行います。

- 2 当社による契約内容の遵守、本契約の履行又は秘密情報の管理その他貴社が指定した事項に関連し、事故、苦情、事務過誤等（以下「事故等」という。）が生じ、又はそのおそれが生じた場合（下請先又は再委託先以降において事故等が生じ、又はそのおそれが生じた場合を含む。）、当該事故等の発生原因の如何にかかわらず、当社は直ちに事故等が発生した日時、場所、原因及び対応状況その他別紙「情報保護・管理要領」で定めた事項を貴社に報告し、速やかに対応措置を講じるとともに、その対応につき貴社の指示するところに従います。
- 3 貴社が指定する期日までに、発生した事故等の具体的内容、原因、実施した対応措置等を内容とする報告書を作成の上、貴社に提出します。
- 4 対応措置後に発生原因等を検証して再発を防止するための措置内容を策定し、貴社の承認を得た後、速やかに事故等再発防止策を実施します。
- 5 貴社は、第2項及び第3項の報告内容を確認するため、当社の事前の承諾を得て、当社の事業所に立ち入り、本契約の履行状況又は秘密情報の管理状況その他貴社が指定した事項につき監査することができることに異議なく同意します。

なお、かかる監査の具体的な日程、方法、範囲等の詳細については、事前に貴社と協議の上決定するものとします。

- 6 貴社は、当社からの報告等又は監査の結果等を受け、必要があると判断するときは、当社に対し、本契約の履行方法、秘密情報の管理方法等の見直し、修正、是正等を求めることができることに異議なく同意します。この場合、当社は当該見直し等を行った上で、その当否につき貴社の確認を得ます。

（主務官庁等の検査対応等への協力）

第28条 貴社から委託を受けた外部の専門機関又は主務官庁等による検査等の要求に応じます。また、主務官庁等による検査等において、本契約に関する報告等を求められた場合、当社は貴社の求めに応じこれに協力します。

(公益通報者保護法に係る貴社窓口)

第 29 条 本契約の履行に従事する当社の労働者(下請先又は再委託先の労働者を除きます。)に対し、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)に係る貴社通報窓口について貴社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めます。

(紛争の解決)

第 30 条 本契約に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決します。

(合意管轄)

第 31 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

年 月 日

所在地

社名

代表者氏名 印

(肩書 代理人氏名 印)